

平成26年9月18日

日本弁護士連合会 御中

(異議申出者)

〒640-8152

和歌山市十番丁72

カサ・デ まるのうち201

吉田 益夫 (55歳)

電話番号 073-499-7231



## 異議申出書

### 1. 懲戒対象弁護士

住所(事務所) : 〒640-8154

和歌山市六番丁24番地 ニッセイ和歌山ビル11階

あすか綜合法律事務所

氏名(弁護士名) : 豊田 泰史、太田 達也、重藤 雅之

### 2. 所属弁護士会 : 和歌山弁護士会

### 3. 懲戒請求提出日 : 平成26年2月28日

### 4. 弁護士会からの議決書の日付 : 平成26年7月23日

### 5. 和歌山弁護士会から異議申出ができる旨の教示の有無、その内容

平成26年7月23日付、和歌山弁護士会 小野原 聰史 会長名による、「懲戒請求事件の決定について(通知)」に、「懲戒請求者は、この決定について不服があるときは、弁護士法第64条の規定により、日本弁護士連合会に異議を申し出ることができます。」と明記されているので、これを根拠に異議を申し出た。

### 6. 異議申出日 : 平成26年9月18日

## 7. 異議申出の趣旨

和歌山弁護士会が下した議決には、下記、7. 異議申出の理由で説明する誤りがあり、また懲戒請求提出後に懲戒請求に影響する行為がある。その誤りを認識してもらい、懲戒請求提出後の懲戒請求に影響する行為を反映した正確で公正な裁決を下していただきたいと望んでいる。

## 8. 異議申出の理由

(1) 和歌山弁護士会綱紀委員会は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)第3条では、「送信を防止する措置」あって、同法第4条が規定する「発信者情報」の削除を求めていないと解釈しているが、同法第3条には、「権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合であって」とあり、本件については、「送信を防止する措置」と「発信者情報」の削除は一体のものであって、技術的に切り離すことができない上、仮に、記録を保存するとしても、懲戒請求請求当時(平成26年2月28日)はその体制もなく、それが捜査機関の捜査で満足するものであるのか不明であるので、両立させることは、技術的に可能ではないと言わざる得ない。よって、和歌山弁護士会綱紀委員会の同法解釈は誤っている。

(2) 本件については、生じた問題の解決方法は、下記3点である。

- ① 懲戒請求対象弁護士らが特定したという投稿者と懲戒請求対象弁護士らと話し合い又は、訴訟等で司法判断を仰ぎ、その結果によって処置する。
- ② 捜査機関の捜査に委ね、捜査機関に本件の処置を委ねる。
- ③ 懲戒請求対象弁護士らが、裁判所に仮の救済の司法判断を仰ぎ、その結果によって処置する。

懲戒請求者が、懲戒請求を提出した時点(平成26年2月28日)では、②以外の解決に向けての行為もなかった。(懲戒請求対象弁護士らが、特定したという投稿者の陳述書によれば、本懲戒請求対象の事件に関して捜査機関は取り調べも行わず書類送検されているといい、懲戒請求者に対しての捜査も行われていないので、②も行っていないと断定している。)

しかし、平成26年5月13日、上記③となる、発信者情報の開示、投稿削除を求めた懲戒請求対象弁護士らが和歌山地方裁判所に仮処分申立が提出し、6月24日仮処分の決定が下り、7月7日に懲戒請求者は、発信者情報を懲戒請求対象弁護士らに引渡し、投稿を削除して、懲戒請求者の問題としていた事案については、解決している。(捜査機関の捜査対象物件は、懲戒請求者から、懲戒請求対象弁護士らに引き渡され、また仮処分とは言え、司法判断が出ているため。) 捜査機関の捜査に関して、その間、懲戒請求者に対して行われておらず、懲戒請求対象弁護士らが、特定したという投稿者は、刑事告訴をされ、書類送検されたというが、その取調べで、懲戒請求者が主催するサイトについては、いっさい取り調べがなかったと陳述している。(添付書類 1 なお、上記仮処分申立に関する審尋の場(6月6日)で、懲戒請求者は、懲戒請求対象弁護士らに捜査機関の捜査について問うたが、明確な回答は得られていない。

上記仮処分申立について、懲戒請求対象弁護士らが和歌山弁護士会に答弁しているかどうかを含めて懲戒請求対象弁護士らの答弁書の閲覧・謄写申請を平成26年6月23日に行つたが、7月22日付文書で不許可の通知を受け、翌7月23日付文書で、「対象弁護士を懲戒しない」という決定を受けている。なお、本懲戒請求については、一度も和歌山弁護士会綱紀委員会より、事情聴取を受けていない。そのため、上記仮処分の申立、決定が、和歌山弁護士会綱紀委員会の議決に影響したのか、懲戒請求者には不明である。(添付書類10、11)

(3) 懲戒請求対象弁護士らは、懲戒対象者に対して、本懲戒請求を提出したということで、平成26年4月14日付告訴状で和歌山地方検察庁に刑事告訴を行つており、平成26年4月24日に損害賠償の民事訴訟を提議している。そして、その後の平成26年5月13日に仮処分の申立を行つている。これは、本懲戒請求の原因となった内容証明による通知書で、「通知人らの被害が拡大する恐れがある。」と主張しながら、通知人(依頼者)を差し置いて、懲戒請求対象弁護士らの保身、利益を最優先にしたと言うしかない行為である。これも、弁護士職務基本規定の第十章、裁判における規律第七十六条の「弁護士は怠慢により又は不当な利益のため裁判手続きを延滞させ

てはならない」という規定に抵触していると判断している。

(4) 懲戒請求対象弁護士らが、特定したという投稿者の陳述書によれば、依頼者が、懲戒請求対象弁護士らが、特定したという投稿者と示談(和解)の意思があり、それを懲戒請求対象弁護士らに反対され、示談の話し合いができなかつたとある。これは、弁護士基本規定の第二十二条の「依頼者の意思の尊重」に抵触する疑いがある。

(5) 上記(3)、(4)については、本懲戒請求提出後の出来事であるので、本懲戒請求には記述はもちろんない。

以上

#### 添付書類

添付書類1. 和歌山弁護士会綱紀委員会発行の議決書(写し)

添付書類2. 本件の原因になった懲戒請求対象弁護士らが内容証明で送付した通知書(写し)

添付書類3. 懲戒請求対象弁護士ら特定したという投稿者に内容証明で送付した通知書(写し)

添付書類4. 懲戒請求書一本紙のみ(写し)

添付書類5. 懲戒請求対象弁護士らが懲戒請求者を刑事告訴した告訴状(写し)

添付書類6. 懲戒請求対象弁護士らが懲戒請求者に対して損害賠償を提議した訴状(写し)

添付書類7. 懲戒請求対象弁護士らが、申立てた仮処分申立書(写し)

添付書類8. 懲戒請求者が提出した仮処分申立書に対しての答弁書(写し)

添付書類9. 上記仮処分に対する決定書(写し)

添付書類10. 懲戒請求者が和歌山弁護士会に提出した閲覧謄写申請書(写し)

添付書類11. 和歌山弁護士会が閲覧謄写申請を不許可にした通知書(写し)

添付書類12.懲戒請求対象弁護士らが、特定したという投稿者の陳述書(写し)

添付書類13.懲戒請求対象弁護士らが、特定したという投稿者が投稿したという陳述書(写し)